

## 消費税法改正に伴う請求金額のお知らせ

2019年4月22日

事業主各位

平素は当協会の活動にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、すでにご承知のとおり、2016年11月28日に施行された法律(平成28年法律第85号及び第86号)に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます)の税率が10%へ引き上がることとなっております。

これにより当協会から事業主様等への請求に関しては、改正消費税法並びに消費税転嫁対策特別措置法(平成28年法律第85号)に準拠し、2019年10月1日受講開始以降の講習会受講料及びテキスト代(新税率の適用を受ける部分)については、役務の提供日等として新税率(10%)が適用されることから、新税率(10%)にて計算しご請求させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、システムの都合上、2019年4月22日以降に発行する請求(2019年10月1日受講開始以降の講習会受講料及びテキスト代)については、新税率(10%)の計算でご請求させていただきますが、それよりも前に発行した請求書(領収書含む)は、現行税率(8%)のものとなっており、その差額は改めて別途にご請求させていただきますので、大変申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な場合は、各支部担当までお問い合わせください。

公益社団法人広島県労働基準協会

広島中央支部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階  
TEL:082-228-5475 FAX:082-221-5045

呉支部

〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階  
TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324

福山支部

〒720 0838 福山市瀬戸町山北1 1  
TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034

三原支部

〒723-0016 三原市宮沖2-13-8  
TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601

尾道支部

〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター202  
TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444

三次支部

〒728-0013 三次市十日市東4-7-5三興ビル3階  
TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947

広島北支部

〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階  
TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562

府中支部

〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階  
TEL:0847-45-5012 FAX:0847-45-5012

廿日市支部

〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26  
TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852